

令和2年4月9日

医療法人くろえクリニック
代理人弁護士 堂免 修 殿
同 久留 倫太郎 殿

首都圏青年ユニオン連合会
東京都港区三田1-7-1
パークコート麻布十番ザ・タワー1608

執行委員長

組合員



令和2年3月9日付の「回答書4」に対する回答書

前略 貴殿らより頂戴致しました令和2年3月9日付の「回答書4」につき、以下の通り、ご回答致します。

貴殿らからご提案頂きました本件に係る和解金25万円について、当組合から■■■■■に伝えましたが、■■■■■としては、再三にわたり団体交渉の日時を提案してきたにも拘らず、貴殿らがクリニックの所在地であるという理由だけで、■■■■■が被る不利益を一切鑑みずに鹿児島以外では一切団体交渉に応じないとして■■■■■の居住する大分県での団体交渉を拒み続け、また、直接の謝罪もしようとしなないという事業主の態度には大変心を痛めているところです。

さらに、本件は、雇用契約書を偽造して公共職業安定所に提出し、離職票の署名欄にも事業主が勝手に署名し、虚偽の公文書を作成する等、非常に悪質な事件です。明らかな不正が複数見られるため、既に貴殿らの所属する弁護士会に対しても、懲戒処分を行っていたところ、ようやく和解案の提案を頂きました。■■■■■としては本件について徹底した事実究明とあるべき解決を求めたいとの思いがある一方で、早く本件を忘れて前に進んでいきたいとの思いもあることから和解金について検討させていただきましたが、やはり貴殿らから何ら誠実な対応がない現時点で解決とすること、また、上記悪質性や団体交渉に関する貴社の不誠実な態度から、金100万円程度の支払いがなければ和解することは出来ないという回答を得ております。上記の通り、■■■■■としては本件の解決の在り方については悩みながら今回のご提案をさせていただいております。本提案はあくまで早期解決がなされるならばという前提の下でのご提案となりますので、貴殿らにおける早急かつ誠実なご検討とご回答を期待いたします。

なお、この和解案に対して、早急に誠意のある回答をして頂いた場合には、貴殿らの所

属する弁護士会への懲戒処分を取り下げ、及び、予定していた公共職業安定所、労働局への虚偽書面の作成に伴う調査依頼についても、■■■■が事後的に同意をしたものとして取り下げを検討しております。

他方、当組合としては、前述のように虚偽の書面が複数存在するような労務管理体制であれば、事業主が管理している労働時間についても到底信用できるものではないと考えております。和解が成立しない場合、他の退職者の証言等もまとめて、行政機関と共に徹底的に真偽を追及し、それに応じた各請求を行っていく予定ですので、ご承知おきください。

草々